



生活 バイロット

「エステティック」「語学教室」「学習塾」「家庭教師」「パソコン教室」「結婚相手紹介サービス」の6種類のサービスは、法令で定める「特定継続的役務提供」となります。期間や金額の条件がありますが、販売方法や理由を問わずクーリングオフや中途解約が可能です。アイネスには、エステティックのサービスに関する相談が多数寄せられています。

6種類のサービス

一括払いは避けて

【事例】1年間の脱毛エステを60万円で契約し、現金で支払った。数回施術を受けた3カ月後、店から「しばらく休むことになった。希望があれば返金する」というメールがきた。しばらくやりとりをして、50万円ほど振り込みで返金してもらおう約束を交わした。しかし2カ月たっても振り込みはなく、業者とは連絡が取れなくなった。

【アドバイス】業者は廃業すると思われませんが、連絡が取れなければ返金の交渉はできません。特に現金などで支払い済みの場合は被害の回復は難しい場合がほとんどです。

長期にわたる高額な契約を、一括払いで結ぶことは避け、サービスを受けるたびに代金を支払ったり、割高でもクレジットで分割払いにしたりしましょう。金額や支払い方法、契約内容を事前によく考えて契約することが大切です。

トラブルになったら、早急に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談してください。消費者ホットライン ☎11000は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画)ラザライネス ☎097・534・0999